

## 参考資料

別表1 グリーン購入に関する取組(コピー用紙)の備考

備考)	<p>1 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。</p> <p>ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ</p> <p>イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ</p> <p>2 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び坪量をいう。</p> <p>また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。</p> <p>3 「総合評価値」とは備考4に示されるYの値をいう。</p> <p>「指標値」とは、備考4に示される <math>x_1, x_2, x_3, x_4</math> の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考4に示される <math>x_5, x_6</math> の指標項目ごとの値をいう。</p> <p>「評価値」とは、備考4の <math>y_1, y_2, y_3, y_4, y_5</math> について示される式により算出された数値をいう。</p> <p>4 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。</p> $Y = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4 + y_5$ $y_1 = x_1 - 20 \quad (70 \leq x_1 \leq 100)$ $y_2 = x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_2 + x_3 \leq 30)$ $y_3 = 0.5 \times x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 30)$ $y_4 = -x_5 + 75 \quad (60 \leq x_5 \leq 75, x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60, x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75)$ $y_5 = -2.5x_6 + 170 \quad (62 \leq x_6 \leq 68, x_6 < 62 \rightarrow x_6 = 62, x_6 > 68 \rightarrow x_6 = 68)$ <p>Y及び <math>y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6</math> は次の数値を表す。</p> <p>Y (総合評価値) : <math>y_1, y_2, y_3, y_4, y_5</math> の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値</p> <p><math>y_1</math> : 古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値</p> <p><math>y_2</math> : 森林認証材パルプ及び間伐材パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値</p> <p><math>y_3</math> : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値</p> <p><math>y_4</math> : 白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値</p> <p><math>y_5</math> : 坪量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値</p> <p><math>x_1</math> : 最低保証の古紙パルプ配合率 (%)</p>
-----	--

$x_2$  : 森林認証材パルプ利用割合 (%)

$$x_2 = (\text{森林認証材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

$x_3$  : 間伐材パルプ利用割合 (%)

$$x_3 = (\text{間伐材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

$x_4$  : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合 (%)

$$x_4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

$x_5$  : 白色度 (%)

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加点対象とならない。

$x_6$  : 坪量 (g/m<sup>2</sup>)

坪量は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値の±5%の範囲内については許容する。

- 5 調達を行う各機関は、坪量の小さいコピー用紙は、複写機等の使用時に相対的にカール、紙詰まり、裏抜け等が発生するリスクが高まる場合があるため、過度に坪量の小さい製品の調達には留意が必要である。
- 6 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。  
ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。
- 7 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン(平成21年2月13日)」に準拠して行うものとする。
- 8 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材の管理方法は「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン(平成21年2月13日)」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。  
なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材が等しく使われているとみなす方式をいう。
- 9 平成22年3月31日までに製造されたコピー用紙のうち、総合評価値70以上80未満の製品については、平成22年4月1日以降も特定調達物品等とみなすこととする。
- 10 平成21年4月1日より前に製造されたコピー用紙のうち、「環境物品等の調

達の推進に関する基本方針」(平成20年2月5日変更閣議決定)のコピー用紙に係る判断の基準を満たす製品については、当該製品に総合評価値及びその内訳を記載しない場合も特定調達物品等とする。

注) 紙の材料原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

## 別表2 グリーン購入に関する取組(文房具)の備考

- 備考)
- 1 本項の判断の基準の対象とする「ステープラー(汎用型)」とは、JIS S 6036の2.に規定するステープラつづり針の種類10号を使用するハンディタイプのもをいう。また、「ステープラー(汎用型以外)」とは、ステープラー(汎用型)以外のものをいい、針を用いない方式のものを含む。
  - 2 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル(フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー(とじ具)、コンピュータ用キャップ式等)及び穴をあけずにとじる各種ファイル(フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等)等をいう。
  - 3 「バインダー」とは、MPバインダー、リングバインダー等をいう。
  - 4 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。
  - 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
  - 6 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
  - 7 「植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
  - 8 文具類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質

又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。

- 9 「消耗部分」とは、使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可能な場合（カートリッジ等）は、交換可能な部分すべてを、消耗部分が交換不可能な場合（ワンウェイ）は、当該部分（インク等）のみを製品全体重量から除く。
- 10 「粘着部分」とは、主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、粘着材及び剥離紙・剥離基材（台紙）を製品全体重量から除く。
- 11 ダストブロワーを、引火の危険性があり、安全性の確保を必要とする用途に使用する場合については、当該品目に係る判断の基準は適用しないものとする。なお、その場合にあっては、オゾン層を破壊する物質及び地球温暖化係数（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号）第 4 条に定められた係数）150 以上の物質が含まれていないものを使用すること。
- 12 本項の判断の基準の対象となる「メディアケース」は、FD、CD、DVD 及び MO 用とする。
- 13 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

別表3 燃費基準及び排ガス基準

区分		燃費			排出ガス ガソリン車 LPガス車
		ガソリン	ディーゼル	LPガス	
乗用車	乗用車	平成 27 年度 燃費基準達成 表 2-1 	平成 27 年度 燃費基準達成 表 2-1 	平成 22 年度 燃費基準達成 表 9 	平成 17 年排出 ガス基準値より 75%以上低減 表 1 
		平成 22 年度 燃費基準 25% 超過達成 表 2-2 			
	小型バス	平成 27 年度 燃費基準達成 表 3 	平成 27 年度 燃費基準達成 表 3 	—	平成 17 年排出 ガス基準値より 50%以上低減 表 1 
貨物車	小型貨物車	平成 27 年度 燃費基準達成 表 4-1 	平成 27 年度 燃費基準達成 表 5 	表 10	
		平成 22 年度 燃費基準達成 表 4-2 			
重量車	路線バス 一般バス	—	平成 27 年度 燃費基準達成 表 6 	—	
	トラック等	—	平成 27 年度 燃費基準達成 表 7 	—	
	トラクタ	—	平成 27 年度 燃費基準達成 表 8 	—	

※表番号は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（環境省）の自動車の表番号に該当します。

別表4 オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準

工程	項目	基準	
製版	デジタル化	工程のデジタル化(DTP化)率が50%以上であること。	
	廃液及び製版フィルムからの銀回収	製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収等を行っていること。	
刷版	印刷版の再使用又はリサイクル	印刷版(アルミ基材のもの)の再使用又はリサイクルを行っていること。	
印刷	オフセット	VOCの発生抑制	廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等のVOCの発生抑制策を講じていること。 輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC処理装置を設置し、適切に運転管理していること。
		製紙原料へのリサイクル	損紙等(印刷工程から発生する損紙、残紙)の製紙原料へのリサイクル率が80%以上であること。
	デジタル	印刷機の環境負荷低減	省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っていること
		製紙原料へのリサイクル	損紙等(印刷工程から発生する損紙、残紙)の製紙原料へのリサイクル率が80%以上であること。
表面加工	VOCの発生抑制	アルコール類を濃度30%未満で使用していること。	
	製紙原料等へのリサイクル	損紙等(光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム)の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上であること。	
製本加工	騒音・振動抑制	窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じていること。	
	製紙原料へのリサイクル	損紙等(製本工程から発生する損紙)の製紙原料へのリサイクル率が70%以上であること。	

別表5 古紙リサイクル適正ランクリスト

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる
①紙	○普通紙 アート紙／コート紙／上質紙／中質紙／更紙	—	—	—
	○加工紙 抄色紙(A)*／ファンシーペーパー(A)*／樹脂含浸紙(水溶性のもの)	○加工紙 抄色紙(B)*／ファンシーペーパー(B)*／ポリエチレン等樹脂コーティング紙／ポリエチレン等樹脂ラミネート紙／グラシンペーパー／インディアペーパー	○加工紙 抄色紙(C)*／ファンシーペーパー(C)*／樹脂含浸紙(水溶性のものを除く)／硫酸紙／ターポリン紙／ロウ紙／セロハン／合成紙／カーボン紙／ノーカーボン紙／感熱紙／圧着紙	○加工紙 捺染紙／昇華転写紙／感熱性発泡紙／芳香紙
②インキ類	○通常インキ 凸版インキ／平版インキ(オフセットインキ)／溶剤型グラビアインキ／溶剤型フレキソインキ／スクリーンインキ	○通常インキ 水性グラビアインキ／水性フレキソインキ	—	—
	○特殊インキ リサイクル対応型UVインキ☆／オフセット用金・銀インキ／パールインキ／OCRインキ(油性)	○特殊インキ UVインキ／グラビア用金・銀インキ／OCR UVインキ／EBインキ／蛍光インキ	○特殊インキ 感熱インキ／減感インキ／磁性インキ	○特殊インキ 昇華性インキ／発泡インキ／芳香インキ
	○特殊加工 OPニス	—	—	—

③加工資材	○製本加工 製本用針金／ホッチキス等／難細裂化EVA系ホットメルト☆／PUR系ホットメルト☆／水溶性のり	○製本加工 製本用糸／EVA系ホットメルト	○製本加工 クロス貼り（布クロス、紙クロス）	—
	○表面加工 光沢コート（ニス引き、プレスコート）	○表面加工 光沢ラミネート（PP貼り）／UVコート、UVラミコート／箔押し	—	—
	○その他加工 リサイクル対応型シール（全離解可能粘着紙）☆	○その他加工 シール（リサイクル対応型を除く）	○その他加工 立体印刷物（レンチキュラーレンズ使用）	—
④その他	—	○異物 粘着テープ（リサイクル対応型）	○異物 石／ガラス／金物（製本用ホッチキス、針金等除く）／土砂／木片／プラスチック類／布類／建材（石こうボード等）／不織布／粘着テープ（リサイクル対応型を除く）	○異物 芳香付録品（芳香剤、香水、口紅等）

備考) 1 ☆印の資材（難細裂化EVA系ホットメルト、PUR系ホットメルト、リサイクル対応型UVインキ、リサイクル対応型シール）は、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。

2 \* 印の資材（抄色紙、ファンシーペーパー）は、環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。



## 省エネ効果



### 照明使用削減による1年間の省エネ効果

- 蛍光灯1台を毎日1時間消灯した場合  
 $110\text{W} \times 1\text{時間} \times 245\text{日} = \text{約}27.0\text{ kWh}$   
 $50\text{W} \times 1\text{時間} \times 245\text{日} = \text{約}12.3\text{ kWh}$   
(1階当たり 110W 76本、75W 38本)
- 本庁舎で毎日1時間消灯した場合（土日祝を除く日）  
削減消費電力25,140 kWh → CO<sub>2</sub>換算すると・・・ 約9,650 kg-CO<sub>2</sub>  
約4,090 lのガソリン燃焼時に発生するCO<sub>2</sub>に相当  
※kg-CO<sub>2</sub>は二酸化炭素で換算した単位



### パソコン使用削減による1年間の省エネ効果

- パソコン1台の使用を毎日1時間削減した場合  
ノートパソコンの場合0.010 kWh × 245日 = 2.45 kWh  
(ノートパソコン平均消費電力) × (土日祝を除く日)  
削減消費電力2.45 kWh → CO<sub>2</sub>換算すると・・・約0.94 kg-CO<sub>2</sub>  
約0.40 lのガソリン燃焼時に発生するCO<sub>2</sub>に相当
- 行政パソコンすべて使用削減すると  
 $2.45\text{ kWh} \times 1,600\text{台} = 3,920\text{ kWh}$   
(H17年度行政パソコン設置台数)  
→ CO<sub>2</sub>換算すると・・・1,510 kg-CO<sub>2</sub>  
約640 lのガソリン燃焼時に発生するCO<sub>2</sub>に相当



### 待機電力削減による1年間の省エネ効果

- 土・日曜日にパソコンのコンセントを確実に抜いた場合  
 $1,600\text{台} \times 0.001\text{ kWh} \times 2496\text{時間}$   
(行政パソコン設置台数) × (パソコン平均待機時消費電力) × (48時間 × 52週)  
削減消費電力3,990 kWh → CO<sub>2</sub>換算すると・・・ 1,530 kg-CO<sub>2</sub>  
約650 lのガソリン燃焼時に発生するCO<sub>2</sub>に相当
- \* パソコン平均待機時消費電力は、省エネルギーセンターで算出したものを用いています。



## アイドリングストップによる1年間の省エネ効果

乗用車で約140cc × 365日 = 51.1ℓ

- 1日10分間アイドリングストップを実施した場合の削減燃料

削減消費燃料51.1ℓ → CO<sub>2</sub>換算すると…119kg-CO<sub>2</sub>

\* 燃料節約量については(財)省エネルギーセンターHPを参考にしています。



## エコドライブ Check!!

- Check1 発進時

発進はまず一呼吸おいてから、アクセルはゆっくり踏みましょう。

発進時の燃料消費量を抑制することで、大きな省エネ効果が得られます。

- Check2 巡航時

巡航時は先を見ながら、速度変動の少ない運転をしましょう。

頻繁な速度変動により、多くの燃料が消費されてしまいます。

変動なしの場合と1分間の変動3.3回を比較すると約20%増。

変動なしの場合と1分間の変動5回を比較すると約48%増。

また、ブレーキの少ない運転は、定速走行に近づきます。単位:燃料消費量(cc/km)

- Check3 減速時

減速は早めにアクセルオフ。停止位置を予測しましょう。

車は惰性でかなり走ることができます。

(例) 60km/hから40km/hまで減速した場合

200mも惰性で走れ、6~10ccの燃料が削減できます。

アクセルオフにして減速すると燃料がカットされ燃料消費量を抑えることができます。

燃料カットとは…アクセルオフで走行中、エンジンの回転数が高い場合は自動的に燃料の供給が停止されます。その後エンジン回転数が低くなると、エンジンが止まらるように、アイドリングに必要な程度の燃料が供給されはじめます。

- Check4 エンジンをかけたらずぐ出発

現在の車は、暖機の必要はありません。

エンジンをかけた後、アイドリングで待っているより、走行した方が早く暖機され燃料と時間が節約できます。なお、出発した後エンジンだけでなく各部が温まるまで、負荷をかけない運転(暖機走行)をしてください。

※何日間も車を動かしていない場合には、数十秒程待つてから発進してください。

- Check5 カーエアコンはこまめに調節

できるだけオフにしましょう。(特に春、秋)

- Check6 走行抵抗を減らす

タイヤの空気圧をこまめにチェックしましょう。

(例) 市街地で25%、郊外で43%燃費が悪化

不要な荷物は降ろし、遠出をしないなら満タンにせず必要なだけ燃料を入れましょう。

(例) 270kgの増加により、市街地で3.3%、郊外で10.6%燃費が悪化

また、ガソリン31ℓは22kgになります。

## リサイクルによる省エネ効果

- アルミ缶1個のリサイクルでテレビ5時間分の電力が節約できる！！  
アルミニウムは原料のボーキサイトからアルミナを抽出し、これを電気分解して製造されるが、製造の際に大量の電力が必要となります。しかし、一度金属となったアルミニウムは、たった3%のエネルギーで再生地金になります。つまり、アルミ缶はリサイクルすると97%のエネルギーが節約できます。

42V型省エネプラズマテレビの場合

約400Wh = 約13～16時間見ることのできるエネルギーに相当します。

参考：エネルギー環境教育情報センター

## 自動販売機を1台減らすことによる省エネ効果

削減消費電力2600kWh → CO<sub>2</sub>換算すると・・・982.8kg-CO<sub>2</sub>

(2001年度全国平均)

約423.6ℓのガソリン燃焼時に発生するCO<sub>2</sub>に相当します。

## 省エネ設備導入による省エネ効果

- エコベンダー…ピークシフト機能は、夏場(7～9月)には庫内の飲料を十分に冷やして、電力需要のピーク時である午後1～4時には冷却運転をストップし、冷温を維持するシステム。
- ピークカットベンダー…午後11時以降、照明を50%カットする。  
参考：日本自動販売機工業会HP
- インバーター式蛍光灯は従来の照明と同じ明るさなら約20%の省エネになり、同じ電力なら25%も明るさがアップします。  
参考：省エネルギーセンター『省エネカタログ』

## 🍃 IT を活用した資源の削減・省エネ効果

### ■ 会議資料の削減に努める

会議を開催するにあたって、会議資料の作成や議事録の作成、資料の回覧等たくさんの紙が消費されています。これを会議でIT活用により、ペーパーレス化を図ると、会議中に資料を簡単に加工・修正ができるとともに、資料の作成時間の短縮化、省資源化等につながります。また、議事録等の資料を紙で回覧せず、ファイルサーバー等を活用すると、情報の即時性があがるとともに、より省資源化が図れます。さらに、会議室でLANケーブルを接続すると、ファイルサーバーやインターネットと接続できるので、会議もより充実します。

### ■ 無駄な控えコピーはやめる。

スキャナ等を使用し、電子データで保存すると、コピーや紙を使用せず省資源・省エネルギー化が図れます。また、電子データでの保存は、保存スペースを確保する必要がなくなるとともに、必要なデータの検索時間が短縮されるなどのメリットがあります。

なお、現在の新財務会計システムでは、データ保存を基本としているので、各所属での控えコピーの必要はありません。

### ■ キーボード入力による作業スピードの向上にチャレンジする。

#### 1. ブラインドタッチ（文字入力とテンキー）

市販のキータッチ練習用ソフトなどを利用してゲーム感覚で覚えると楽しいです。

#### 2. キーボードの活用

文字のキー以外のキー（例えば「Alt」「Shift」「Ctrl」やF1～F12等）に便利な機能がたくさんあります。

#### 3. ショートカットキーの活用

##### 【ショートカットキーの例】

Ctrl + A : 全選択

Ctrl + C : コピー

Ctrl + X : 切り取る

Ctrl + V : 貼り付け

Ctrl + S : 上書保存

Ctrl + Z : やりなおす

各自、作業で多い動作のショートカットキーを覚えると、事務の効率化が図れます。

古紙の分け方・出し方チェック





環境物品を選ぶ際に参考となる環境ラベル例

	<p><b>多段階評価制度（経済産業省）</b></p> <p>省エネ性能を5つ星から1つ星の5段階で表示し、市場における製品の性能の高い順に5つ星から1つ星で示している。トップランナー基準を達成しているものがいくつの星以上であるか明確にするため、星の下の矢印でトップランナー基準達成・未達成の位置を明示している。</p>
	<p><b>省エネラベリング制度（経済産業省）</b></p> <p>省エネ法に基づき定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度。省エネ基準を達成している製品には緑色のマーク（右側）を表示することができる。達成していない製品は橙色のマーク（左側）。エアコン、蛍光灯器具、テレビ、電気冷蔵庫等13品目が対象となっている。</p>
	<p><b>国際エネルギースタープログラム（経済産業省）</b></p> <p>パソコン等のオフィス機器について、待機時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマーク。米国、日本等が協力して実施している国際的な制度である。2006年1月以降に製造された適合製品を対象に、新しいデザイン（上段）に変更された。2005年以前に製造された適合製品は、旧デザインのロゴ（下段）を表示して、出荷・販売されている。</p>






	<p><b>PC グリーンラベル（（社）電子情報技術産業協会）</b></p> <p>環境にやさしいパソコンの購入の選択の目安となるよう、パソコンメーカーの団体である（社）電子情報技術産業協会（JEITA）が2001年9月に定めたパソコンの環境ラベル制度。環境に十分配慮したパソコンの設計・製造や情報公開等に関する基準を「PC グリーンラベル基準項目」として定めており、パソコンの3Rを推進している。</p>
	<p><b>エコマーク（（財）日本環境協会）</b></p> <p>ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示する制度。幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されている。ISOの規格（ISO14024）に則った我が国唯一のタイプI環境ラベル制度である。</p>
	<p><b>再生紙使用マーク（3R活動推進フォーラム）</b></p> <p>古紙配合率を示す自主的なマークで、古紙配合率100%再生紙を使用している。</p>
	<p><b>グリーンマーク（（財）古紙再生促進センター）</b></p> <p>原料に古紙を規定の割合以上（原則として40%以上、ただし、トイレットペーパー、ちり紙については100%、新聞用紙、コピー用紙については50%以上）利用していることを示すグリーンマークを古紙利用製品に表示することにより、古紙の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図ることを目的としている。</p>
	<p><b>バタフライマーク（日本水なし印刷協会）</b></p> <p>印刷のプロセスの中で最も環境配慮がされたオフセット印刷方式（製版時の現像廃液がない、湿し水・IPAを使わない、VOCの放散量が少ない印刷方式）を使用していることを環境保護ロゴにて明示するもの。日本水なし印刷協会が運営する制度。</p>
	<p><b>牛乳パック再利用マーク（全国牛乳パックの再利用を考える連絡会、集めて使うリサイクル協会）</b></p> <p>使用済み牛乳パックを原料として使用した商品につけられるマーク。</p>
	<p><b>間伐材マーク（全国森林組合連合会）</b></p> <p>間伐材を用いた製品に表示することが出来るマーク。間伐の推進及び間伐材の利用促進等の重要性をPRするとともに、消費者の製品選択に資することを目的としている。マークの使用には普及啓発での使用と間伐材製品への使用の2種類ある。</p>
	<p><b>PET ボトルリサイクル推奨マーク（PET ボトル協議会）</b></p> <p>PET ボトルのリサイクル品を使用した商品につけられるマーク。自治体または事業系ルートで回収され、日本国内で再商品化されたフレーク、ペレットまたはパウダーが25%以上原料として使用されており、商品の</p>



	<p>主要構成部材として利用されているものが対象となっている。</p>
	<p><b>自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（国土交通省）</b></p> <p>自動車の燃費性能を示すマークで、省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）に基づく燃費基準を達成しているもの（上段）及び同基準を5%以上上回る燃費性能を有するもの（下段）に表示する。</p>
	<p><b>低排出ガス車認定（平成12年基準）（国土交通省）</b></p> <p>自動車の排出ガス低減レベルを示すマークで、低減レベルにより、超、優、良の3段階がある。環境省が定めた指針に合わせて国土交通省が運営している制度。基準は、規定の方法で測定された排出ガス中の有害物質（一酸化炭素、炭化水素、NOx、粒子状物質、ホルムアルデヒド）の排出量が、最新規制値（平成12年排出ガス基準）と比較して、25%（上段）、50%（中段）、75%（下段）低減されていること。</p>
	<p><b>低排出ガス車認定（平成17年基準）（国土交通省）</b></p> <p>自動車の排出ガス低減レベルを示すもので、自動車製作者の申請に基づき国土交通省が認定している制度。基準は、規定の方法で測定された排出ガス中の有害物質（一酸化炭素、炭化水素、NOx、粒子状物質、ホルムアルデヒド）の排出量が、最新規制値（平成17年排出ガス基準）と比較して、50%（上段）、75%（下段）低減されていること。</p>
	<p><b>FSC 認証制度（森林認証制度）（FSC (Forest Stewardship Council : 森林管理協議会)</b></p> <p>適切な森林管理が行われていることを認証する「森林管理の認証」と森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する「加工・流通過程の管理の認証」の2種類の認証制度。NPOであるFSCが運営する国際的な制度である。</p>
	<p><b>非木材グリーンマーク（非木材グリーン協会）</b></p> <p>地球温暖化防止に心がけ、森林資源を節約し、CO<sub>2</sub>の吸収源である非木材を使用した紙・紙製品、産業資材並びに非木材関連製品を普及・開発するために設定しました。</p>
	<p><b>エコリーフ環境ラベル（社団法人産業環境管理協会）</b></p> <p>製品の環境情報を、定量的に表示し、インターネットなどを通じて公開することにより、ラベル利用者がグリーン購入・調達に活用するとともに、メーカーが環境負荷のより少ない製品（エコプロダクツ）を開発・製造・販売していくための動機付けとなることをねらいとした環境ラベルです</p>

	<p>PEFC森林認証プログラム (PEFC ( Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes ) : NGO)</p> <p>各国政府が 定めた政府間プロセスと呼ばれる持続可能な森林管理のための基準に則って森林の管理が実施されていることを第三者が認証する「森林管理認証」、および、木製品や紙製品に関して森林管理認証を受けた森林から生産された木材を原料として一定の割合以上に使用していることがその生産、加工、流通の各段階で検証されていることを第三者が認証する「生産物認証 ( CoC )」を行います。対象は木製品、紙・パルプ製品などの林産物。</p>
	<p>バイオマスマーク ( (社) 日本有機資源協会)</p> <p>生物由来の資源 (バイオマス) を利活用し、品質及び安全性が関連法規、基準、規格等に合っている商品を認定しています。バイオマスの炭素は大気中のCO2を植物が光合成により固定したものであるため、燃焼しても実質的に大気中のCO2を増加させず、地球温暖化防止に役立ちます。対象は日用雑貨、事務用品、繊維製品等</p>

リサイクルに参考となる表示識別マーク

	<p>アルミ缶 ((社) 食品容器環境美化協会)</p>	<p>「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」に基づいて表示される、分別回収を促進するためのマークです。</p> <p>この法律で指定表示製品*に指定されているアルミ缶、スチール缶、PET ボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、小形二次電池、塩化ビニル製建設資材については、消費者が容易に分別できるよう、材質や成分その他分別回収に必要な事項を、マーク等の決められた様式で表示することが義務付けられています。</p> <p>*指定表示製品:分別回収をするための表示をすることが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品のこと。アルミ缶、スチール缶、PET ボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、小形二次電池、塩化ビニル製建設資材がこれに指定されています。</p>
	<p>スチール缶 ((社) 食品容器環境美化協会)</p>	
	<p>PET ボトル (PET ボトルリサイクル推進協議会)</p>	
	<p>紙製容器包装 (紙製容器包装リサイクル推進協議会)</p>	
	<p>プラスチック製容器包装 (プラスチック容器包装リサイクル推進協議会)</p>	



	<p><b>一般缶材質表示マーク（全日本一般缶工業団体連合会）</b></p> <p>一般缶（鉄製容一般缶材質表示マーク（全日本一般缶工業団体連合会）器）に付けられるマークです。</p> <p>資源有効利用促進法において、識別表示が義務化されず、業界団体において自主的に表示を行っているものです。</p>
	<p><b>段ボールのリサイクル推進シンボル（段ボールリサイクル協議会）</b></p> <p>段ボールに付けられるマークです。</p> <p>2000年6月に国際段ボール協会が定めた国際的に共通な段ボールのリサイクルシンボル。</p> <p>我が国では、シンボルの周辺に、1行又は2行、あるいはシンボルに沿った形で、「ダンボールはリサイクル」と併記されています。</p>
	<p><b>モバイル・リサイクル・ネットワーク（(社)電気通信事業者協会 情報通信ネットワーク産業協会）</b></p> <p>メーカー、ブランドに関係なく携帯電話、PHSの本体、充電器、電池を回収している店を表すマークです。業界団体において自主的に表示を行っているものです</p>
	<p><b>紙パックマーク（飲料用紙容器リサイクル協議会（全国牛乳容器環境協議会））</b></p> <p>アルミなし紙パックに付けられるマークです。</p> <p>源有効利用促進法において、識別表示が義務化されず、業界団体において自主的に表示を行っているものです</p>
	<p><b>18リットル缶リサイクル推進マーク（全国18リットル缶工業組合連合会）</b></p> <p>18リットル缶に付けられるマークです。</p> <p>源有効利用促進法において、識別表示が義務化されず、業界団体において自主的に表示を行っているものです</p>

# 索引

## E

ESCO事業	15
eスタート	12

## I

ISO14001	8
----------	---

## L

LEDライト	15, 32, 33
--------	------------

## P

PDCAサイクル	8
----------	---

## あ

アイドリング	12, 16
--------	--------

## い

市原エコ・オフィスプラン	1, 2, 8, 9, 10
市原市環境基本計画	1
一酸化二窒素	3, 4
印刷業務	33

## う

ウォームビズ	12
--------	----

## え

エコドライブ	12, 16
エネルギーの使用の合理化に関する法律	2, 49

## お

温室効果ガス	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 11, 15
--------	-----------------------------

温室効果ガス排出量	1, 2, 5, 6, 7
-----------	---------------

## か

改正省エネ法	2, 7, 33, 47, 49
改訂市原市総合計画	2, 7
環境家計簿	17
環境白書	10
環境マネジメントシステム	8
監査委員会	8, 10
間伐材	18, 19, 20, 22, 23, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 35, 36, 48

## き

基準年	2, 5
京都議定書	1

## く

区域施策編	1, 2
クールビズ	12
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	17
クリーンエネルギー	16
グリーン購入	1, 6, 7, 9, 17, 35, 37, 42, 49

## け

現況年	2, 7
研修	8, 9, 15

## こ

古紙パルプ配合率	18, 19, 22, 25, 26, 27, 28, 30, 35
コピー使用量	5, 6, 7, 13, 16
コピー使用量及び用紙使用量の削減	13, 16
コピー用紙	7, 15, 18, 35, 36, 37, 48
コピー用紙購入量	5, 6, 7
ごみ排出量の削減	14, 16

さ

再生プラスチック 19, 20, 21, 22, 23, 24, 26, 28, 29, 30, 37

し

事業部門 3  
事務用品 7, 14, 17, 30, 50  
重点項目 8, 11, 13, 14, 15, 16, 17  
省エネ統一ラベル 31  
省エネラベリング制度 31, 47

す

推進委員 8, 9  
推進幹事会 8, 10  
推進部会 8  
水道使用量 5, 6, 7  
水道使用量の削減 14, 16

そ

その他の取組 15, 17

た

対象施設 3  
太陽光発電 15, 17

ち

地球温暖化 1, 3, 6, 38, 49, 50  
地球温暖化対策の推進に関する法律 1, 38  
地方公共団体実行計画 1

て

電力消費量の削減 11, 15

と

トイレトペーパー 7, 30, 48  
特定調達品目 19, 20, 33  
トップランナー基準 33, 47

に

二酸化炭素 2, 3, 4

ね

燃料使用量の削減 12, 16

の

ノーカーデー 13

は

バージンパルプ 18, 19, 20, 22, 23, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 36  
パーフルオロカーボン 4  
バイオマス発電 17  
ハイドロフルオロカーボン 3, 4, 23  
ハイブリッド 16, 33

ひ

ビオトープ 17

ふ

風力発電 16, 17  
文具類 7, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 28, 29, 37

ほ

ポストコンシューマ 20, 21, 23, 24, 25, 26, 29, 30, 37  
本庁舎等 2, 3

み

緑のカーテン 17

め

メタン 3, 4

も

燃やすごみ 5, 6, 7

り

リサイクル 14, 16, 29, 30, 31, 33, 34, 40, 41, 42, 45, 48,  
50, 51

リデュース 14, 31

リユース 14

ろ

六フッ化硫黄 4